

※介護保険には、福祉用具の貸与（レンタル）と福祉用具購入費の支給のサービスがあります。

介護保険の福祉用具購入費の支給

◎福祉用具のうち貸与になじまない性質のもの（入浴や排せつ等に用いる福祉用具）及び一部の福祉用具貸与の対象用具を購入したときに、市が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に福祉用具購入費が支給されます。

■どんな人が利用できるの？

介護保険の要支援、要介護と認定され在宅で生活する人。

■どんな福祉用具が対象なの？

裏面の表をご覧ください。

■福祉用具を購入するには？

担当のケアマネジャー（介護支援専門員）に相談してください。担当のケアマネジャーがいない場合には、指定販売事業者の福祉用具専門相談員に直接相談し、アドバイスを受けてください。

■支給額は？

購入費の9割、8割または7割分です。

ただし、同一年度で購入費10万円までが対象です。

※負担割合は、領収証記載日時点の負担割合を適用します。

■福祉用具購入費の支給を受ける方法は？

①次の書類を市の窓口に出します。

- ・ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
または、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- ・ 領収証（被保険者本人名義のもの）
- ・ パンフレット等、購入した用具の概要がわかるもの

※排泄予測支援機器を購入する場合は、上記の書類の他に、排泄予測支援機器確認調書及び下記の書類のいずれかを提出してください。

- ・ 介護認定審査における主治医の意見書
- ・ サービス担当者会議等における医師の所見
- ・ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ・ 個別に取得した医師の意見書 等

②支給方法は以下の二通りのいずれかになります。

1. 償還払

償還払とは、福祉用具の購入時に被保険者が費用の全額を支払い、あとで市から保険給付分の払い戻しを受ける方法です。

2. 受領委任払

受領委任払とは、福祉用具の購入時に被保険者が費用の1割（又は2割・3割）のみを支払い、市が保険給付分の9割（又は8割・7割）を事業者に対して支払う方法です。あらかじめ被保険者と事業者との間で受領委任払の合意が必要となります。

※保険料滞納による給付制限のある方は、受領委任払での支払方法は選択できません。

介護保険の福祉用具購入費支給の対象となる福祉用具

※保険給付の対象となるのは、県または市の指定を受けた事業者からの購入に限ります。

種 目	機能または構造等
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能 である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。設置に要する費用は給付の対象外）
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等または介護者が容易に交換できるもの
入浴補助用具	入浴に際して座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ・入浴用椅子 ・浴槽用手すり ・浴槽内椅子 ・入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの） ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（取水または排水のために工事を伴わないもの）
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状況を感じし、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

【令和6年4月から変更】

今まで福祉用具貸与の対象であった用具のうち、以下の種目の用具は利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました。利用する際には、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの意見を聞いたうえで検討してください。

利用方法（借りる、または購入する）を選択できる福祉用具

※保険給付の対象となるのは、県または市の指定を受けた事業者からの購入に限ります。

種 目	機能または構造等
固定用スロープ	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る
歩行器（歩行車を除く）	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る ・車輪を有するものは、体の前および左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
単点杖（松葉杖を除く）、多点杖	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチおよび多点杖に限る

◎要介護（支援）認定新規・変更申請中の方は、**認定結果が出てからの申請**をお願いします。

◎福祉用具購入前後に、**市役所職員が訪問調査のため、ご自宅にお伺いすることがございますので**あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

前橋市 介護保険課 給付適正化係

電話：027-898-6157（直通）

027-898-3129（直通）